

## 富津市個人情報保護条例

平成16年3月26日  
条例第10号改正 平成17年9月28日条例第30号  
平成19年12月19日条例第25号 平成19年9月27日条例第20号

富津市個人情報保護条例(平成13年富津市条例第6号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第7条—第14条)
- 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用の停止
  - 第1節 開示(第15条—第28条)
  - 第2節 訂正(第29条—第35条)
  - 第3節 利用停止(第36条—第41条)
- 第4章 不服申立て(第42条—第44条)
- 第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第45条—第49条)
- 第6章 補則(第50条—第55条)
- 第7章 罰則(第56条—第60条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

**第1条** この条例は、市の保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにし、もって市政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **個人情報** 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) **実施機関** 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長及び富津市土地開発公社(以下「公社」という。)をいう。
- (3) **実施機関の職員** 次に掲げる者をいう。
  - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員
  - イ 公社の役員及び職員
- (4) **行政文書** [富津市情報公開条例\(平成16年富津市条例第9号\)](#) 第2条第3号に規定する行政文書をいう。
- (5) **電子計算機処理** 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。
  - ア 専ら文章を作成するための処理
  - イ 専ら文書、図面又は写真の内容を記録するための処理
  - ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
  - エ 専ら文書、図面又は写真の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理
- (6) **事業者** 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び公社を除く。以下「法人等」という。)又は事業を営む個人をいう。

## (実施機関の責務)

**第3条** 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の適正な取扱いが確保される

よう、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(事業者の責務)

**第4条** 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力する責務を有する。

(出資法人等の責務)

**第5条** 市が出資、補助その他財政上の援助をしている法人であって、規則で定めるもの及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「出資法人等」という。)は、この条例に基づき当該実施機関が行う個人情報の取扱いに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる責務を有する。

一部改正[平成17年条例30号]

(市民の責務)

**第6条** 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に自ら努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

**第7条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る状態で個人情報が記録される行政文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、あらかじめ市長に対し、次に掲げる事項を届け出るものとする。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。ただし、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日又は届け出た事項を変更した日以後速やかに届け出るものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
  - (4) 個人情報の対象者の範囲
  - (5) 個人情報の記録項目
  - (6) 個人情報の収集先
  - (7) 個人情報の電子計算機処理の有無
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに市長に届け出るものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を富津市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。
- 5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務又は専ら試験的な電子計算機処理に係る個人情報取扱事務については適用しない。

一部改正[平成19年条例25号]

(収集の制限)

**第8条** 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにし、当該目的の達成のために必要な限度の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
  - (2) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると認めて収集するとき。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人(個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ。)から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。

- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があると認めるとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
  - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で、本人から収集したのでは、当該事務の目的を達成し得ないと認めるとき、又は当該事務の適正な執行に支障を生ずると認めるとき。
  - (7) 国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)から収集する場合について、事務の適正な執行のため相当な理由があると認めるとき。
  - (8) 他の実施機関から次条第2項本文の規定による提供を受けて収集するとき。
  - (9) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人以外のものから収集することに相当な理由があると認めて収集するとき。
- 4 法令等に基づく申請、届出その他これらに類する行為に伴い、当該申請、届出その他これらに類する行為を行おうとする者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該個人情報は、第3項第1号の規定により収集されたものとみなす。
- 5 法令等に基づき、本人又は代理人による申請、届出その他これらに類する行為によって個人情報が収集されたときは、第1項の規定により収集されたものとみなす。
- 6 実施機関は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

一部改正[平成19年条例25号]

(利用及び提供の制限)

- 第9条** 実施機関は、個人情報を前条第1項に規定する個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的で当該実施機関の内部若しくは実施機関相互間で利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、目的外利用又は外部提供することができる。ただし、目的外利用又は外部提供することによって、本人又は第三者の利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令等に定めがあるとき。
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認めるとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供するとき。
  - (6) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、適正な事務の執行のため当該個人情報を利用することに相当の理由があると認めるとき。
  - (7) 国等に提供する場合において、提供を受ける者の所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があると認めるとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上必要があると認めて利用し、又は提供するとき。
- 3 実施機関は、個人情報を外部提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることを求めなければならない。

一部改正[平成19年条例25号]

(電子計算機の結合の制限)

- 第10条** 実施機関は、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるときでなければ、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にするものに限る。以下同じ。)に行ってはならない。その内容を変更するときも同様とする。
- 2 実施機関は、電子計算機の結合により提供された個人情報の漏えい、不正な利用が明らかであるとき又はそのおそれがあると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聴いて電子計算機の結合を遮断する等必要な措置を講じなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと

認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに審査会に報告しなければならない。

(適正な維持管理)

**第11条** 実施機関は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、個人情報の適正な維持管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を正確かつ最新の状態のものにすること。

(2) 個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいその他の事故を防止すること。

(3) 個人情報を保管する必要がなくなったときは、確実、かつ、速やかに廃棄又は消去すること。

(委託に伴う措置)

**第12条** 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関する必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

**第13条** 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、当該事務に係る個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(従事者の責務)

**第14条** 個人情報を取り扱う事務に従事している実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### 第3章 個人情報の開示、訂正及び利用の停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

**第15条** 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、法定代理人からの開示請求である場合は、実施機関は、必要に応じて本人の意思を確認するものとする。

(開示請求の手続)

**第16条** 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関の定めるところにより、開示請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

**第17条** 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、明らかに開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第15条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第24条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特

定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人の役員及び職員並びに公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名(ただし、公にすることにより、当該個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認められる場合を除く。)及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、公社、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、公社、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

一部改正〔平成19年条例20号〕

(部分開示)

**第18条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

**第19条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

**第20条** 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

**第21条** 実施機関(議会にあっては議長。以下この条から第27条まで同じ。)は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、一部を開示するときはその理由及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、当該個人情報が期間の経過により開示できるものであるときは、実施機関は、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

**第22条** 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

**第23条** 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から60日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第24条** 開示請求に係る個人情報に市、公社及び開示請求者以外の者(以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、実施機関の定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関の定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第17条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条第1項及び第43条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

**第25条** 個人情報の開示は、第21条第1項の書面により指定する日時及び場所において行う。

2 個人情報の開示は、当該個人情報が、文書、図面、写真又はフィルムに記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該個人情報が記録されている文書、図面、写真又はフィルムの保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行ふことができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4 個人情報の開示を受ける者は、開示を受ける際に、実施機関が定めるところにより当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを示すものを提示し、又は提出しなければならない。

(開示の請求及び開示の特例)

**第26条** 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第16条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第22条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示は、前条第2項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

3 前条第4項の規定は、口頭による個人情報の開示を受ける者について準用する。

(法令又は他の条例等による開示の実施との調整)

**第27条** 実施機関は、法令、他の条例の規定又はその他の手続により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第25条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、法令、他の条例の規定又はその他の手続に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令、他の条例の規定又はその他の手続に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第2項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

**第28条** 個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける場合の当該写しの作成に要する費用は、当該写しの交付を受ける者の負担とする。

第2節 訂正

(訂正請求権)

**第29条** 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

**第30条** 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所
- (2) 個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、次に掲げる資料及び書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 訂正を求める内容が事実と合致することを証明するもの
- (2) 訂正請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあって

は、訂正請求に係る個人情報の本人の代理人であること)を示すもの

- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求した者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。  
(個人情報の訂正義務)

**第31条** 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

**第32条** 実施機関(議会にあつては議長。以下この条から第35条まで同じ。)は、訂正請求に係る個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨、一部を訂正するときはその理由を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。  
(訂正決定等の期限)

**第33条** 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

**第34条** 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

**第35条** 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

**第36条** 何人も、行政文書に記録されている自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して法令又は他の条例の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第8条第1項から第3項までの規定に違反して実施機関から収集されたとき、第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去  
(2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の手続)

**第37条** 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所  
(2) 個人情報を特定するために必要な事項  
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しな

ければならない。

- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

- 第38条** 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

- 第39条** 実施機関（議会にあっては議長。以下この条から第41条まで同じ。）は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨、一部を利用停止するときはその理由を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

- 第40条** 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第37条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

- 第41条** 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）利用停止決定等をする期限

第4章 不服申立て

（審査会への諮問）

- 第42条** 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2）裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第44条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（3）裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

（4）裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

- 2 実施機関は、審査会から不服申立てに係る答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。

- 3 議長は、議長の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服申立てがあつた場合において、当該不服申立てに対する決定をするために必要があると認めるときは、審査会の意見を求めることができる。

（諮問をした旨の通知）

**第43条** 前条第1項の規定により諮詢をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

**第44条** 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(指導助言)

**第45条** 市長は、事業者が自ら個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする。

(説明又は資料の提出の要求)

**第46条** 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

**第47条** 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

**第48条** 市長は、事業者が、第46条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者から意見の聴取を行うとともに、審査会の意見を聴かなければならない。

(苦情処理のあっせん等)

**第49条** 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第6章 補則

(苦情の処理)

**第50条** 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(出資法人等の個人情報保護)

**第51条** 実施機関は、出資法人等に対し、第5条に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(市民に対する支援)

**第52条** 市長は、個人情報の保護に関する市民への意識啓発のほか個人情報の保護に関し、市民に対する支援等の施策の実施に努めなければならない。

(国等との協力)

**第53条** 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国等に対し協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるよう努めるものとする。

(運用状況の公表)

**第54条** 市長は、毎年度1回、実施機関が行った個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

**第55条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、実施機関が取り扱う個人情報の保護について必要な事項は実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護について必要

な事項は市長が定める。

### 第7章 罰則

**第56条** 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条に規定する受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

**第57条** 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第58条** 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**第59条** 前3条の規定は、富津市外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**第60条** 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の富津市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）の規定によりされている個人情報の開示、訂正の請求は、この条例の規定による個人情報の開示又は訂正の請求とみなす。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧個人情報保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。

4 この条例施行の際現に公社において行われている個人情報取扱事務については、第7条第1項の規定中「あらかじめ」とあるのは、「この条例の施行の日以後、速やかに」と読み替えて、この規定を準用する。

#### 附 則（平成17年条例第30号抄）

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成19年条例第20号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年条例第25号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。